

議案第 96 号

大口町立学校施設開放に関する条例の一部改正について

大口町立学校施設開放に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 25 年 11 月 28 日提出

大口町長 鈴木雅博

(提案理由)

この案を提出するのは、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)及び地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の一部改正が平成 26 年 4 月 1 日に施行され、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられること等に伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

## 大口町立学校施設開放に関する条例の一部を改正する条例

大口町立学校施設開放に関する条例（平成23年大口町条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「大口町立大口中学校」を「大口中学校」に、「500円」を「510円」に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大口町立学校施設開放に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に利用の許可を受けた者について適用し、同日前に利用の許可を受けた者については、なお従前の例による。

大口町立学校施設開放に関する条例の一部改正新旧対照表

新			
別表第1（第3条関係）			
学校施設及び使用料			
学校名	特別教室等	使用料	
大口中学校	技術室（1・2）、美術室（1・2）、調理室、被服室、理科室（1・2・3・4）、音楽室（1・2）、ランチルーム	1室	1時間 <u>510円</u>

旧			
別表第1（第3条関係）			
学校施設及び使用料			
学校名	特別教室等	使用料	
大口町立大口中学校	技術室（1・2）、美術室（1・2）、調理室、被服室、理科室（1・2・3・4）、音楽室（1・2）、ランチルーム	1室	1時間 <u>500円</u>

# 改正要旨

## 1 改正の目的

消費税及び地方消費税の税率の引き上げに対応するため、大口町立学校施設の使用料について改正をするものです。

併せて、別表の内容を精査し、記載内容等の整理を行います。

## 2 改正の概要

### (1) 利用料金関係

消費税及び地方消費税の課税対象となる大口町立学校施設の使用料について、現行の額を100分の105で除して得た額（1円未満の端数金額は切り捨てます。）を課税計算の基礎となる基準額として消費税額及び地方消費税額を計算します。

今回の改正においては、その基準額に100分の108を乗じて得た額を使用料として定めます。ただし、10円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた額とします。

### (2) 記載内容等の整理

学校名の表記を大口町立学校体育施設スポーツ開放に関する条例（昭和60年大口町条例第15号）と統一します。

## 3 施行期日

平成26年4月1日から施行します。